

令和5・6年度芳賀中部上水道企業団 入札参加資格審査申請書提出要領 (測量・建設コンサルタント等業務)

1. 入札参加資格の対象者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者
- (2) 営業に関し法律上必要とする資格を有する者
- (3) 税金に未納がない者

2. 資格の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

3. 申請手続き(受付方法等)

- ① 受付方法 **郵便書留又は宅配便**で受け付けます(直接持参は原則不可)。
- ② 郵送先 〒321-3304 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井1703
芳賀中部上水道企業団 総務係 あて
- ③ 受付期間 令和5年2月1日(水)から令和5年2月28日(火)まで
(期間中の土曜日、日曜日、祝祭日は除く)
※当日消印有効

4. 提出書類

「別表」のとおり。

申請書及び添付書類を**A4版フラットファイル(カラー指定なし、左とじ、金具使用不可)**に番号順に綴じてください。また、フラットファイルの表紙及び背表紙に、商号又は名称を記入してください。

※栃木県に登録申請し、市町へのデータ提供を承認した場合は、提出書類を一部省略することができます(構成町内業者を除く)。ただし、申請後に栃木県から発行された受付結果通知の写しを1部提出していただきます。

5. 申請手続きにおける注意事項

- (1) 申請書類郵送の際は、申請封筒に「**入札参加資格審査申請書在中**」と明記し、トラブル防止のため、**郵便書留又は宅配便**で送付してください。
- (2) 申請書は、日本語で作成してください。
- (3) 提出書類は、別途指定又は任意様式の場合を除いて、企業団様式、国土交通省統一様式又は栃木県様式を使用してください。
- (4) 証明書等は、申請書提出時における最新のもの(証明書は写し可。ただし、申請日前3ヵ月以内に発行されたもの)を提出してください。
- (5) 提出書類に不備があった場合には、再提出していただきます。
- (6) 登録番号及び受付印が必要な場合には、官製はがき(返信用)を同封してください。
- (7) 受付された業者については、芳賀中部上水道企業団入札参加資格者名簿に登載されます。登載の有無については、未登載の業者についてのみ通知いたしますのでご了承ください。
- (8) **配水池等清掃点検、漏水調査、水質検査等は物品・役務での申請をお願いします。**

6. 問い合わせ先

芳賀中部上水道企業団 総務係

電話 028-677-1661

FAX 028-677-3789

※なお、ホームページでも要領を公開しております。

ホームページアドレス <https://www.hagasui.or.jp/jigyousya/shinsei/>

別表 芳賀中部上水道企業団入札参加資格審査申請書類一覧表（測量・建設コンサルタント等業務）

No.	提出書類		県内・県外		備考
				栃木県 申請者	
1	一般競争(指名競争) 入札参加資格審査申請書 〈様式2-1・2-2・2-3〉		○	○	企業団様式、国土交通省統一様式又は栃木県様式
2	栃木県入札参加資格審査 申請の受付結果の写し			○	栃木県に登録申請し、企業団への提出書類の一部を省略する場合
3	登録事業の登録証又は 登録証明書		○		写し可
4	測量等実績調書		○	○	国土交通省統一様式又は栃木県様式 直前2営業年度分
5	技術者経歴書		○	○	国土交通省統一様式又は栃木県様式 写し可
6	商業登記簿謄本又は 代表者の身分証明書		○		法人の場合：「商業登記簿謄本」（写し可） 個人の場合：「身分証明書」（写し可）
7	財務諸表		○		直前1営業年度分 法人の場合：貸借対照表、損益計算書及び 利益処分（損失処理）計算書 個人の場合：貸借対照表、損益計算書
8	納税証明書 等（写し可）	国税の 納税証明書	○		税務署で発行する「未納の税額がないことの証明」 法人の場合：納税証明書（その3の3） 個人の場合：納税証明書（その3の2）
		栃木県税の 納税証明書	△		栃木県に納税義務を有する業者は添付 県税事務所で発行する「 県税に未納がないこと（全税 目）証明 」全税目納税証明書
		構成町※税の 納税証明書等	△	△	構成町※内に納税義務を有する業者は添付 各町役場で発行する 町税納税証明書又は完納証明書
9	委任状〈様式2-4〉		△	△	企業団様式、国土交通省統一様式又は栃木県様式 入札及び契約締結等について、年間を通じて受任者 を置く場合に提出。

（○・・・必ず必要となる書類、△・・・該当する場合のみ添付する書類）

※構成町・・・企業団を構成する町で益子町、芳賀町、市貝町のことを指します。